

法 令 名	土地改良法
根 拠 条 項	第 90 条の 2 第 6 項
処 分 の 概 要	目的外使用者等の特別徴収
法 令 の 定 め	<p>○第 90 条の 2 第 6 項</p> <p>国、都道府県又は市町村は、土地改良施設の新設若しくは変更を内容とし、若しくは内容の一部を含む土地改良事業で、国営市町村特別申請事業と一体となつてその効果が生じ若しくは増大するもの（以下この項において「関連土地改良事業」という。）又は土地改良施設の管理を内容とする土地改良事業で、国営市町村特別申請事業と一体となつてその効果が増大するもの（政令で定める要件に適合するものに限る。以下この項において「関連管理事業」という。）の施行に係る地域内にある土地（当該国営市町村特別申請事業の施行に係る地域内にあるものに限る。）につき第 3 条に規定する資格を有する者が、当該関連土地改良事業にあつてはその工事の完了につき第 113 条の 3 第 2 項又は第 3 項の規定による公告があつた日、関連管理事業にあつては国営市町村特別申請事業の工事の完了につき同項の規定による公告があつた日以後 8 年を経過する日までの間に、当該土地を当該関連土地改良事業若しくは当該関連管理事業の計画において予定した用途以外の用途（政令で定める用途を除く。以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、目的外用途に供するため所有権の移転等をする際に既に当該土地が災害等により当該関連土地改良事業又は当該関連管理事業による利益を受けていないものとなっている場合その他政令で定める場合を除き、その者から、政令の定めるところにより、（都道府県及び市町村にあつては、条例で、）特別徴収金を徴収することができる。</p> <p>< 関連条項 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良法第 90 条の 2 第 7 項、第 8 項及び第 9 項 ・ 土地改良法施行令第 53 条の 8、第 53 条の 9、第 53 条の 13、第 53 条の 14 及び第 53 条の 15
処 分 基 準	道内において事業の実施例がないことから、当面、処分基準は設定しない。
処 分 担 当 課	各総合振興局（振興局）産業振興部調整課・農村振興課指導企画係
問 い 合 わ せ 先	各総合振興局（振興局）産業振興部調整課・農村振興課指導企画係
備 考	（公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ssk/ ）